

エバーニュース

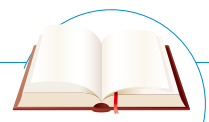
EVER NEWS

vol.4 平成26年7月16日 発行

エバー総合法律事務所では、個人のお客様と法人のお客様に身近な法律問題をニュースレターでお届けします。



- [連載] 成年後見について
- 無料セミナーのご案内
- [連載] 事業者の方へ 契約に至らない場合のトラブルについて
- 料金のご案内／事務所のご案内



成年後見について

第4回は成年後見制度について述べます。

身近な方が認知症などの病気や交通事故などで判断能力を失った場合、ご本人自身もつらい状況になりますし、ご家族など周囲の方々も不安やご苦労は大変なことと思います。

ご家族であればご本人の代わりに病院や施設の手続きを行うのが通常だと思いますが、財産の管理や処分をしなければならないとなると、ご本人に代わる権限のある方の手続きが必要になります。このようにご本人の判断能力が失われた場合の支援制度として、その程度に応じて、(成年)後見、保佐、補助の制度があります。成年後見は、判断の能力を欠いている場合、保佐は能力が著しく不十分な場合、能力が不十分な場合が補助となります(どれがふさわしいかは裁判所が決めます)。

申立の用紙は家庭裁判所でも用意しておりますが、お医者さんの診断書が必要です。申し立てた後、家庭裁判所が定める内容に関する鑑定が必要となりますが、主治医(精神科など精神能力の判断ができるお医者さんの場合ですが)の方のご協力が得られる場合には、スムーズに、また早く鑑定が得られます。鑑定の内容が定式化しているため、現在は比較的低額で済む場合が多いです。

成年後見人は、家族の方が申し立てをして自分を候補者として掲げることも可能です。裁判所が、候補者が適任と判断すれば選任されます。成年後見人が誰になるかについて家族間で争いがある場合などは、第三者を成年後見人として選んだり、また弁護士などの専門職をあてることもあります。

成年後見人として家庭裁判所に選任されると、基本的には被後見人の財産管理を法定代理人として行えるようになります。ですが、もちろんきちんと管理することが必要ですので、1年に一度は家庭裁判所に報告することが必要ですし、自分の財産とは別に管理しなければなりません。後見監督人がいる場合には、後見監督人に報告をしてチェックを受け、後見監督人の報告と一緒に家庭裁判所に報告することとなります。

お金を使い込んだり、報告をせず成年後見人の役割を果たさない場合には、解任されることもありますので、当たり前ですが責任感をもって処理することが必要です。

INFORMATION



無料セミナーの
ご案内

8月5日(火) 午後2:00より
「遺言について」

■ 定員10名から20名

詳しくは当事務所のホームページ「お知らせ」で
ご紹介しています。

<http://ever-lawyers.jp/>
「エバー総合法律事務所」で検索を



契約に至らない場合の トラブルについて

建築、請負、不動産売買、商品取引など、いずれも事業は、「契約」によって取引の内容が決まり、一旦「契約」をすればその内容にしたがって取引は進んでいきます。しかし、それは契約を締結した後の話で、双方の交渉を一生懸命行ってもまとまらなければ「契約」には至らず、それまでの努力や契約に向けての費用（人件費、交通費や調査費など事業によって様々な費用がかかりますね）は水の泡、自分持ちというのはやむを得ないかもしれません。

でも、相当な時間と費用をかけて努力し信頼関係が築かれ、双方契約を結ぶ前提で話が進みそのための準備をしたのに、契約直前になって、突然相手の都合だけで契約の話がご破算になった場合もそれでよいのでしょうか。このような場合に、「契約」は締結していないから常に泣き寝入りというのではバランスを欠き、「契約」に至らなくとも信義に反する場合には損害を補てんするのが公平だという考え方があり、判例でもその考え方が支持されております。

判例に現れた例では、マンションの売主が、買受希望者の希望にしたがって設計変更や施工を行ったにもかかわらず、買受希望者が自らの都合で契約を結ぶに至らなかった場合や、土地を分譲マンション用地として買い受けてもらえると期待させる事情があり、そのために開発許可を得、地目変更手続を終え、購入者が融資を受けやすくするため、建築確認、マンションのための電柱設置など契約に至ることを前提に様々な手続・工事を行ったにもかかわらず、契約に至らなかった場合などがあります。

賠償の範囲については準備や契約のための費用などが損害として認められることが多く、契約が成立したら儲けたはずの利益まで賠償として認められることはなかなか難しいといえます。

以上のような場合の問題を、法律家の間では「契約締結上の過失」と言い、なんとか公平な損失負担ができないか、古くから様々なケースが問題とされてきました。不動産売買だけでなく、出資契約に至った場合でも出資した会社に負債がたくさんあることを説明を受けていなかったという、契約に至る過程で問題があるケースなども取り上げられることもあります。

いずれにしても、契約自由の原則とはいっても、誠実に交渉を続け、相当の期間や費用をかけ、契約の交渉過程が一定の段階に達し、契約の締結を拒否することが信義則に反すると認められる場合には、一部損害賠償をしなければならないこともあるので、交渉の進め方には注意が必要ですし、また、直前の打切の理由が納得できるものでない場合には、検討・交渉の余地がある場合もあります。



料金のご案内

一般的な料金の概要

ご相談料 事件受任の場合は頂戴しません。

30分	3000円プラス消費税
1時間	5000円プラス消費税

予約電話番号 **043-225-3041**

法律顧問料

- **個人事業の場合** 標準月額 2万円（消費税別途）から
ただし、個人サポートの場合には月額5000円プラス消費税
*サポート対象かどうかについては、ご相談ご予約内容によって判断させていただきますのでお気軽にご相談ください。生活に関することや、事業でも小規模な不動産賃貸の場合にはサポートにて対応しております。
- **法人の場合** 標準月額 3万円以上（消費税は別途）
*需要に応じてご相談によって決めさせていただきたいと思えます。通常は1社あたり3万円から5万円が最多価格帯（消費税別途）となっております。

参考例

以下は、良くある場合について一例として費用について掲げました。

基準の詳細については当事務所のホームページで報酬基準詳細をご覧ください。

1 金銭請求

たとえば600万円の請求をする場合には（仮差押えがない裁判のみの場合）

着手金	30万円プラス消費税
預り金	10万円程度
報酬	全額回収できた場合 60万円プラス消費税
200万円のみの場合	32万円プラス消費税

2 交通事故

たとえば1000万円の請求をする場合には（仮差押えがない裁判のみの場合）

着手金	50万円プラス消費税
預り金	10万円程度
報酬	全額回収できた場合 100万円プラス消費税
200万円のみの場合	32万円プラス消費税

*なお、交通事故による賠償請求ではご加入になっている保険契約で、弁護士特約にご加入になっている場合には、免責額を除いては、保険による対応となります。

3 離婚

たとえば、離婚のみの場合には、調停から始まることとなりますが、

調停着手金	30万円プラス消費税
預り金	5万円
報酬	30万円程度（調停のみにて終了した場合です）

*離婚については、親権、財産分与、養育費、婚姻費用分担、年金分割、面会交流などの各オプションがつくことが多いですし、また訴訟に移行する可能性も高いといえます。そのため、目安としては、着手金は30万円から50万円程度（消費税別途）、預り金は5万円から10万円程度、最終的な報酬としては30万円から50万円程度（消費税別途）という目安になります。

4 刑事事件

たとえば、窃盗で逮捕された場合、

着手金	30万円から50万円プラス消費税
預り金	5万円程度
報酬	30万円から50万円プラス消費税

*執行猶予が付いた場合や刑の軽減となった場合です。

5 成年後見

たとえば、認知症の方について成年後見を申し立てる場合

申立着手金	10万円から20万円プラス消費税
預り金	5万円程度

それ以外に鑑定費用（精神科医師の費用ですが5万円から10万円が目安）

事務所のご案内



〒260-0013 千葉市中央区中央4-12-1 KA中央ビル4階

エバー総合法律事務所（旧 菊地秀樹法律事務所）

代表 弁護士 菊地秀樹（千葉県弁護士会所属）

TEL 043-225-3041

FAX 043-225-0071

業務時間

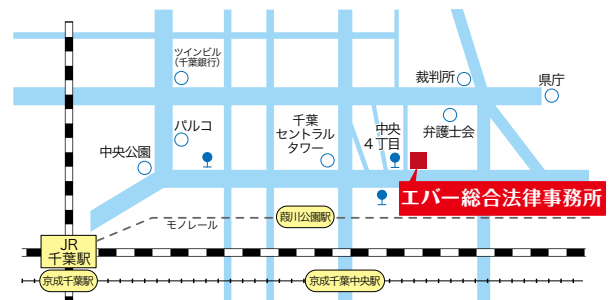
午前9時より午後6時まで

*なお、ご相談時間については夜間、土曜日などご要望の場合にはご相談ください。

ホームページ

<http://ever-lawyers.jp/>

「エバー総合法律事務所」で検索を



- 千葉駅 2番バス乗り場より乗車。2つ目の「中央4丁目」下車
- 駐車場は周りの有料駐車場をご利用下さい。